

**【表紙】**

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長                               |
| 【提出日】      | 平成25年 5 月 9 日                        |
| 【会社名】      | 日本ゼオン株式会社                            |
| 【英訳名】      | ZEON CORPORATION                     |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 古河 直純                          |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号                |
| 【電話番号】     | 東京（ 3 2 1 6 ） 1 4 1 2                |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役常務執行役員 南 忠幸                       |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号                |
| 【電話番号】     | 東京（ 3 2 1 6 ） 1 4 1 2                |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役常務執行役員 南 忠幸                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成25年5月9日付の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である株式会社トウペ（以下、「トウペ」とする）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年3月31日現在)

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 商号     | 株式会社トウペ                    |
| 本店の所在地 | 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11         |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 塩飽 博以              |
| 資本金の額  | 2,309百万円                   |
| 純資産の額  | 1,082百万円                   |
| 総資産の額  | 15,343百万円                  |
| 事業の内容  | 塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務 |

(2) 最近3年間に終了した各事業部の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

| (百万円)         | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 売上高           | 15,063   | 14,920   | 15,132   |
| 営業利益          | 59       | 176      | 219      |
| 経常利益又は経常損失( ) | 59       | 271      | 132      |
| 当期純損失( )      | 272      | 144      | 70       |

(単体)

| (百万円)         | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 売上高           | 14,317   | 14,178   | 14,430   |
| 営業利益          | 297      | 92       | 70       |
| 経常利益又は経常損失( ) | 228      | 52       | 86       |
| 当期純損失( )      | 3        | 38       | 46       |

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

| 大株主の氏名又は名称  | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|---|------------------------|
| 日本ゼオン株式会社   | 87.88%                 |
| 株式会社アイピー21  | 0.96%                  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT<br>(常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 0.76%                  |
| 株式会社トウベ   | 0.61%                  |
| 浅井物産株式会社  | 0.32%                  |

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |   |
|------|---|
| 資本関係 | 日本ゼオンは、トウベの普通株式27,243,900株(平成25年3月31日現在のトウベの発行済株式総数である31,000,000株から、同日現在においてトウベが所有する自己株式数189,630株を控除した数である30,810,370株に対する所有株式数の割合:88.42%(小数点以下第三位四捨五入))を保有しております。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。   |
| 取引関係 | 日本ゼオンは、トウベへ商品の販売、資金の貸付及びトウベの銀行借入の一部に債務保証を行っております。   |

2. 本株式交換の目的

日本ゼオンによる平成25年2月6日付「株式会社トウベ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。)でご案内いたしましたとおり、日本ゼオンは、トウベの完全子会社化を目指して、平成25年2月7日から平成25年3月21日まで、トウベ株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。本公開買付けの結果、本日現在、日本ゼオンはトウベ株式を27,243,900株(発行済株式総数に対する所有割合87.88%(小数点以下第三位四捨五入))所有しております。

公開買付けの開始に関するお知らせ及び平成25年3月22日付で日本ゼオンが発表した「株式会社トウベ株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、この度、本株式交換を実施することにより、トウベを日本ゼオンの完全子会社とすることにいたしました。

日本ゼオンによるトウベの完全子会社化の目的につきましては公開買付けの開始に関するお知らせ等においてご説明しておりますが、具体的な内容については以下のとおりです。

日本ゼオンは、中期経営計画「S Z - 20(エスゼット20)」に基づき、「『2020年のありたい姿』 - 化学の力で未来を今日にするZ E O N -」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大すること、及び『2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成することの2点を基本方針として様々な諸課題に取り組んでおります。そのうち具体的には、エラストマー素材事業においては、日本ゼオンが最も得意とする特殊ゴム事業の拡大により、多くの需要家の皆様における様々な技術革新に対応し、多くの需要家の皆様のご期待に応える施策を取り続けております。特殊ゴムの用途は自動車用途を始め、世の中に必要不可欠な素材と位置付けられておりますところから、日本ゼオンといたしましては、常に需要家の皆様に高性能、高品質な素材製品を安定的にお届けすることこそ、日本ゼオンに課せられた使命と考えております。

一方、トウベは、塗料メーカーとして長年蓄積してきた技術力をフルに活かし、塗料ニーズの高機能化、商品価値向上の要求、環境配慮型塗料開発等の要求に積極的に対応しているほか、グローバルな視点から新しいテクノロジーの開発に努力しております。また、次世代の産業構造に対応すべく、塗料部門のみならず、アクリルゴムを主力商品とする化成部品部門の充実により、自動車産業等へのさらなる展開も図り、塗料と化成部品を事業の両輪として付加価値を高めたビジネス展開を図っております。

日本ゼオンにおけるエラストマー素材事業とトウベにおける化成部品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、日本ゼオン及びトウベが、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、日本ゼオンがトウベを完全子会社化し、日本ゼオンのエラストマー素材事業とトウベの化成部品事業を一体として事業展開することは、日本ゼオン及びトウベの企業価値向上に資するものと考えに至りました。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、日本ゼオン及びトウベがそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点(日本ゼオンは神奈川県川崎市、トウ

ペは岡山県倉敷市)を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂BCP(事業継続計画)のご要請にも応えうるものと考えております。

日本ゼオンの主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム(中でもアクリルゴム)を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた日本ゼオンにおいて長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっております。また、日本ゼオンのエラストマー素材事業をトウペの化成系事業と一体となって事業展開するに際しては、日本ゼオン及びトウペの間の密接な連携が必要となり、トウペを日本ゼオンの完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、トウペが上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、日本ゼオングループの一員として、日本ゼオンと一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えました。

トウペとしましては、トウペが日本ゼオンの完全子会社となることにより、塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、日本ゼオングループでの販売拡大等の実現のほか、トウペ及び日本ゼオンが、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合させることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待され、塗料事業の強化、拡大につながること、化成系事業においては、日本ゼオンのエラストマー素材事業と同一製品の製造販売をトウペが行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと期待されることを踏まえ、日本ゼオンによるトウペの完全子会社化は、トウペの中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

### 3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### (1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、トウペを株式交換完全子会社とする株式交換です。

#### (2) 株式交換に係る割当ての内容

トウペ株式1株に対して、当社株式0.1236株を割当て交付します。ただし、当社が保有するトウペ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

また、当社は、本株式交換により交付する当社株式には当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

### (3) 株式交換契約の内容

当社が、トウペとの間で平成25年5月9日付に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

#### 株式交換契約書

日本ゼオン株式会社（以下「日本ゼオン」という。）と株式会社トウペ（以下「トウペ」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換の方法並びに当事会社の商号及び住所）

- 1 日本ゼオン及びトウペは、本契約に定めるところに従い、日本ゼオンを株式交換完全親会社、トウペを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、日本ゼオンはトウペの発行済株式の全部（但し、日本ゼオンが保有するトウペの株式を除く。）を取得する。
- 2 本件株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

##### (1) 株式交換完全親会社

商号：日本ゼオン株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

##### (2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社トウペ

住所：大阪府堺市西区築港新町一丁目5番地11

#### 第2条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年8月1日とする。但し、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、両当事者協議の上これを変更することができる。

#### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- 1 日本ゼオンは、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）のトウペの株主名簿に記載又は記録されたトウペの株主（但し、日本ゼオンを除く。以下「本件割当対象株主」という。）に対して、トウペの普通株式に代わり、その保有するトウペの普通株式の数の合計に0.1236を乗じて得た数の日本ゼオンの普通株式を交付する。
- 2 日本ゼオンは、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対して、その保有するトウペの普通株式1株につき、日本ゼオンの普通株式0.1236株の割合をもって、割当てする。
- 3 日本ゼオンは、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に交付しなければならない日本ゼオンの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

#### 第4条（日本ゼオンの資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換により日本ゼオンの資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

#### 第5条（株式交換契約承認総会）

- 1 日本ゼオンは、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について日本ゼオンの株主総会の決議による承認を得ることが必要となった場合、日本ゼオンは、効力発生日の前日までに、本契約について日本ゼオンの株主総会の決議による承認を得る。
- 2 トウペは、平成25年6月25日開催予定のトウペの定時株主総会において、本契約についての承認決議その他本件株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両当事者協議の上、開催日を変更することができる。

#### 第6条（トウペの自己株式の消却）

トウペは、効力発生日の前日までに開催されるトウペの取締役会の決議をもって、本契約締結日においてトウペが有する自己株式及び基準時までトウペが保有することとなる自己株式のすべて（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得することとなる自己株式を含む。）を消却する。

#### 第7条（善管注意義務）

日本ゼオン及びトウペは、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務執行及び財産管理を行い、自己の資産、債務、権利又は義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、事前に両当事者協議の上、これを実行する。

#### 第8条（剰余金の配当）

トウペは、効力発生日までの間に、剰余金の配当を一切行わない。

#### 第9条（本契約の変更及び解除）

- 1 本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、日本ゼオン又はトウペのいずれかの財産状態又は経営状態に重要な変動が生じたとき、本件株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、日本ゼオン及びトウペは、相互に協議の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 会社法第796条第4項の規定により、本契約について日本ゼオンの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、第5条第1項但書の定めにかかわらず、両当事者協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の失効）

本契約は、日本ゼオン若しくはトウペの第5条に定める株主総会において本契約の承認決議若しくは本件株式交換に必要な事項に関する決議がなされなかった場合（但し、日本ゼオンについては第5条第1項但書に定める場合に該当する場合に限る。）、本件株式交換の効力発生のために事前に必要な国内外の関係法令に定める関係官庁等の承認の取得その他の手続が完了しなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、日本ゼオン及びトウペがそれぞれ捺印の上、各1通を保有する。

平成25年5月9日

日本ゼオン

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号  
日本ゼオン株式会社  
取締役社長 古河 直純

トウペ

大阪府堺市西区築港新町一丁目5番地11  
株式会社トウペ  
代表取締役社長 塩飽 博以

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

上記3.(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)については、その公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日本ゼオンはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、トウペは野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、日本ゼオンについては市場株価基準法を採用し、また、トウペについては本公開買付けにおける公開買付け価格を算定した時点以後本日までにおいて株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付けにおける公開買付け価格をその株式価値として採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成25年5月8日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本ゼオンの普通株式の基準日終値、平成25年4月9日から基準日までの1ヵ月間の終値の単純平均値並びに平成25年2月12日から基準日までの3ヵ月間の終値の単純平均値を採用しました。なお、日本ゼオン株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定法による株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 株式交換比率の評価レンジ  |
|---------|---------------|
| 市場株価基準法 | 0.1178～0.1293 |

みずほ証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことを前提としています。また、両社及びその子会社・関連会社の資産・負債(偶発債務を含みます。)について、独自に評価又は査定を行っておらず、また、偶発債務・簿外債務についてはその基礎となる事実の不確定要素がある限り検証の基礎としないことを前提としています。みずほ証券による算定は平成25年5月8日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、野村証券は、日本ゼオンについては、日本ゼオンが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本ゼオン株式の基準日の終値、平成25年4月30日から基準日までの直近5営業日の終値の平均値、平成25年4月9日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成25年2月12日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値)を採用して算定を行いました。また、トウペについては、トウペが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるトウペ株式の基準日の終値、平成25年4月30日から基準日までの直近5営業日の終値の平均値、平成25年4月9日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成25年2月12日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値)を、また、トウペには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。

日本ゼオン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりです。

| 採用手法    | 株式交換比率の評価レンジ  |
|---------|---------------|
| 市場株価平均法 | 0.1178～0.1282 |
| 類似会社比較法 | 0.0496～0.0528 |
| DCF法    | 0.0269～0.1376 |

野村証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トウペの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となるトウペの事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|               | 株式交換完全親会社                |
|---------------|--------------------------|
| (1) 名称        | 日本ゼオン株式会社                |
| (2) 所在地       | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号        |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 古河 直純              |
| (4) 事業内容      | 合成ゴム等の化学工業製品の製造、加工及び売買 他 |
| (5) 資本金       | 24,211百万円                |
| (6) 決算期       | 3月31日                    |
| (7) 純資産       | 現時点では確定していません。           |
| (8) 総資産       | 現時点では確定していません。           |

以上